

1. 有望な区域の整理時における系統情報の公表について

- ① 有望な区域については、促進区域指定ガイドラインに基づき、「利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）」に加えて、「区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれること」を選定条件の一つとしている。
- ② 2021年8月6日の本会議では、「系統確保について一定程度的見通しがつくこと」を選定条件の解釈として示したところであり、事業者による契約申込により確保された系統容量や、事業者による一括検討プロセスにおける接続検討がなされたタイミングで、この解釈を満たすものとしている。
- ③ 再エネ海域利用法に基づく発電事業の公募に参加を予定している事業者にとって、（不必要に追加的な契約申込を行うことを回避する観点も含めて）承継する可能性のある系統に関する情報は重要であることから、**確保済の系統や確保の見通しがついた系統に関する情報（系統容量及び連系点等）については、有望な区域の整理・公表時にあわせて公開すること**としたい（この方針を前提に、事業者からは国に対して情報提供いただく方針とする）。

<促進区域、有望な区域等の指定・整理状況（2021年9月13日）>



区域名	万kW			
促進区域	①長崎県五島市沖	1.7	一定の準備段階に進んでいる区域	
	②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖	47.88		
	③秋田県由利本荘市沖（北側・南側）	81.9		
	④千葉県銚子市沖	39.06		
	⑤秋田県八峰町・能代市沖	36		
有望な区域	⑥長崎県西海市江島沖	30		⑬北海道檜山沖
	⑦青森県沖日本海（南側）	60		⑭北海道岩宇・南後志地区沖
	⑧青森県沖日本海（北側）	30		⑮青森県陸奥湾
	⑨秋田県男鹿市・湯上市・秋田市沖	21		⑯北海道島牧沖
	⑩山形県遊佐町沖	45		⑰北海道松前沖
	⑪新潟県村上市・胎内市沖	35,70		⑱北海道石狩市沖
	⑫千葉県いすみ市沖	41	⑲岩手県久慈市沖（浮体）	
			⑳福岡県あわら市沖	
			㉑福岡県響灘沖	
			㉒佐賀県唐津市沖	

【凡例】
 ● 促進区域
 ● 有望な区域
 ● 一定の準備段階に進んでいる区域
 ※下線は2021年度新たに追加した区域
 ※容量の記載については、公募後の案件は選定事業者の計画に基づく発電設備出力量、それ以外は系統確保容量